

議案第60号

小金井市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

小金井市障害者福祉センター条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月24日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市障害者福祉センターの給食サービスに係る利用者負担金について、消費税率の変更に伴い規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

小金井市障害者福祉センター条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「525円」を「500円にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第60号資料2

小金井市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市障害者福祉センター条例施行規則（平成5年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「350円」を「400円にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

別表障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者の項中「350円」を「400円を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小金井市障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正規則	現行規則	備考												
<p>(利用者負担金の減額免除) 第9条の2 条例第17条第6項の規定により利用対象者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる場合及び減額免除後の当該負担額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) フラワー工房さくら及び小金井市福祉共同作業所が配食による給食サービスを利用した場合 1食当たり400円にこれに課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額</p>	<p>(利用者負担金の減額免除) 第9条の2 条例第17条第6項の規定により利用対象者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる場合及び減額免除後の当該負担額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) フラワー工房さくら及び小金井市福祉共同作業所が配食による給食サービスを利用した場合 1食当たり350円</p>	<p>配食による給食サービスに係る利用者負担額の変更</p>												
<p>別表（第9条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 152 1037 504">階層区分</th> <th data-bbox="869 152 1037 1220">食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 152 1197 504">障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者</td> <td data-bbox="1037 152 1197 1220">350円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1197 152 1428 504">省略</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）	障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者	350円	省略		<p>別表（第9条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 504 1037 1220">階層区分</th> <th data-bbox="869 504 1037 2004">食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 504 1197 1220">障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者</td> <td data-bbox="1037 504 1197 2004">350円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1197 504 1428 1220">省略</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）	障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者	350円	省略		<p>給食サービスに係る利用者負担額の変更</p>
階層区分	食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）													
障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者	350円													
省略														
階層区分	食事の提供に要する費用に係る負担額（1食当たり）													
障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算有と記載のある者	350円													
省略														

付 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

議案第60号資料4

障害者福祉センター給食費過徴収資料〔1食当たりの単価〕

(非)は非課税(単位:円)

障害者福祉センター	条例・規則①	現状②	差額②-①	令和元年9月6日 単価が異なっている部分があることが判明			※6 11月1日改定 (予定)
				※4 9月1日	※5 10月1日	※6 11月1日改定 (予定)	
生活介護・自立訓練(機能訓練)(食事提供体制加算有)(37人)	350(非)	※1 400(非) 664食	50	350(非)	-	400(非)	
自立訓練(機能訓練)(食事提供体制加算無)(1人)	500(非)	500(非) 6食	0	500(非)	-	500(非)	
職員(23人)・ボランティア(9人)・実習生・見学者	525(5%)	※2 540(8%) 266食	15	525(5%)	550(10%)	550(10%)	
フarrow工房さくら(20人)、ゆめ工房さくら(30人)、小金井市福祉共同作業所(15人)の利用者	350(非)	※3 400(非) 利用者・職員合わせて1,535食	50	350(非)	-	400(非)	
フarrow工房さくら(8人)、ゆめ工房さくら(11人)、小金井市福祉共同作業所(5人)の職員	350(非)			350(非)	378(8%)	432(8%)	

○食数は令和元年8月分

※1・※3：平成26年4月1日に消費税率が変更(5%→8%)されたこと及び食材費の価格上昇に対応するため、平成27年10月1日に400円に単価を改定した。しかし、小金井市障害者福祉センター条例施行規則(以下「規則」という。)を改正せずに現在に至った。

※2：平成26年4月1日に消費税率が変更(5%→8%)されたことにより、540円に単価を改定した。しかし、小金井市障害者福祉センター条例(以下「条例」という。)を改正せずに現在に至った。

※4：令和元年9月6日に条例及び規則と実際に徴収していた給食費に差があることが判明したため、指定管理者は、同年9月1日に遡って条例及び規則に準じた給食費を徴収することとした。

※5：令和元年10月1日の消費税率の変更に伴い、条例及び規則を改正する。ただし、事業所職員については、消費税の軽減税率が適用される。

※6：給食費が350円では、現在の給食の質を維持できないため、規則に基づき400円を上限に改定する予定である。なお、この改定に当たっては、今後利用者及び事業者の説明・協議し理解を求めるものとする。